

事務連絡
平成29年4月26日

都道府県及び各政令指定都市
消費者行政 ご担当者 各位

消費者庁消費者安全課長

子供の事故防止に関する取組について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

消費者庁では関係府省庁と連携し、「子どもを事故から守る！プロジェクト」（消費者基本計画 平成27年3月24日閣議決定に基づくもの）を推進しています。その一環として下記の取組を実施します。

各地方公共団体におかれましては、周知・啓発活動に御協力をよろしくお願いいたします。

記

1 「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の配布

消費者庁では、6歳以下の未就学児に、予期せず起こりやすい事故やその予防法、もしもの時の対処法のポイントをまとめた、「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」（A5サイズ×16ページ）を作成しました。

消費者庁ホームページからダウンロードが可能ですが、印刷した冊子版の配布も予定しています。乳幼児健診、育児相談や保育園での配布など、使用を御希望の場合は、部数の制約もありますので、消費者庁消費者安全課担当者まで、事前にご相談ください。

2 「消費者庁 子どもを事故から守る！」公式ツイッター (@caa_kodomo) の発信

消費者庁では、消費者庁の公式ツイッターとは別に、子供の事故防止に関する情報を発信する「消費者庁 子どもを事故から守る！」公式ツイッターを平成29年4月26日から開始しました。毎週木曜日にメール配信している「子ども安全メール from 消費者庁」の内容をはじめ、適宜、事故防止に役立つ情報を提供します。

消費者庁ホームページ上に、本ツイッターへのリンクを設けるとともに、広報用資料（チラシ）も掲載しました。各地方公共団体におかれましては、チラシの配布、自治体公式ツイッター等でのフォロー及びリツイート等による周知をお願いいたします。



3 「子どもの事故防止週間」の周知

消費者庁は、関係府省庁と協力して、5月第4週を「子どもの事故防止週間」として、周知・啓発を連携して重点的に行うこととしました。今年度は5月22日から5月28日として、ポスターの配布等の取組を行います。

各地方公共団体におかれましても、この期間中のポスターの貼付、「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の配布、「消費者庁 子どもを事故から守る」公式ツイッターの周知、子どもの事故防止に関する行事の実施等、周知・啓発活動へのご協力をお願いいたします。

【参考】

消費者庁ホームページ（特集 子どもを事故から守る！プロジェクト）

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/index.html

※「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」のダウンロードができます。

「消費者庁 子どもを事故から守る！」公式ツイッター（@caa_kodomo）

https://twitter.com/caa_kodomo

「子どもを事故から守る！プロジェクト」シンボルキャラクター アブナイカモ

<http://www.caa.go.jp/kodomo/symbol/index.php>

以上

<問合せ先>

消費者庁消費者安全課 担当：東崎、小林、白石、山本

電話 03-3507-9200（直通）

東崎 左都子 satoko.tosaki@caa.go.jp 小林 理恵 rie.kobayashi@caa.go.jp

白石 毅 tsuyoshi.shiraishi@caa.go.jp 山本 貴之 takayuki.yamamoto@caa.go.jp